

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方へ

～所得の申告は済みましたか？～

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方は、所得の有無に関わらず世帯全員の所得の申告が必要です。申告をしていないと、

- ▼保険税（料）の軽減が受けられない。
- ▼高額療養費などの算定時に、自己負担限度額分が高くなってしまう。
- ▼入院時の食事代が減額されない。

などの不都合が生じる場合があります。

住民税の申告は、税務課・各総合支所・出張所で早めに済まされますよう、お知らせします。

なお、収入が公的年金（国民年金等）または給与のみの方は、申告をしなくてもよい場合もありますので、ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

■持参するもの

- ①印鑑
- ②平成30年中の所得・控除額がわかるもの（源泉徴収票・生命保険の払込証明書等）
- ③本人確認書類
 - ・1枚の提示でよいもの（顔写真付き）…運転免許証等
 - ・2枚以上の提示が必要なもの…被保険者証等

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等により離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

■対象者

次の①～③全てにあてはまる方が対象となります。

- ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成26年3月31日以降であること
- ②離職日において、65歳未満であること
- ③雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

■適用される期間

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します。）

■申請に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 印鑑
- 軽減に該当する方の個人番号（マイナンバー）がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

■申請場所

税務課および各総合支所・出張所

◆問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎0820(74)1008

みかんちゃんからのお知らせ

6月1日から6月30日は不法投棄防止対策強化月間として、不法投棄の未然防止や拡大防止、不法投棄追放意識を高めるために監視パトロール活動の強化等をしているんだよ。不法投棄は美観を損ねるだけでなく、水質汚濁や土壌汚染の要因になり、投棄場所周辺にさまざまな悪影響がでるんだよ。だから、きれいなまちづくりのために住民の皆さまのご協力をお願いします。

今回のポイント！

- 不法投棄を見かけたらお知らせください！
 - ・不法投棄ホットライン ☎0120(538)710
 - ・柳井健康福祉センター ☎0820(22)3631
 - ・役場生活衛生課 ☎0820(79)1012

不法投棄防止対策強化月間

